

福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）  
補助金実施要領

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金」（以下、「導入支援事業」という。）については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（目的）

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通じ、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池自動車等に燃料を供給する水素供給設備を県内に導入する法人（以下「補助事業者」という。）に対して支援を行う。

（補助対象事業）

第2条 交付要綱第3条にいう「水素供給能力」とは、燃料電池自動車等への1時間当たりの平均的な水素充填能力であり、水素製造能力、水素輸送方法、圧縮機、蓄圧器容量等を合わせた水素供給設備全体としての能力をいう。

（補助金交付申請）

第3条 交付要綱第6条に基づき導入支援事業の補助金の交付を希望する者は、要綱様式第1号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業計画書（交付要綱 第1号の別紙1）
- 二 収支予算書（交付要綱 第1号の別紙2）
- 三 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
- 四 補助事業者の直近2か年分の財務諸表等、財務状況が確認できるもの
- 五 水素供給設備の仕様書及び計画図面
- 六 水素供給設備の周辺地図及び現地写真
- 七 水素供給設備の運用計画書（任意様式）
- 八 国による補助金の交付申請書類一式の写し
- 九 国による補助金の交付決定の事実が分かる採択通知の写し（本申請時点で未決定の場合は決定後速やかに採択通知の写しを提出すること）
- 十 その他知事が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第4条 補助対象事業ごとに、次に掲げる採択要件に基づき、交付要綱様式第1号等の審査を行い、適切と認められるときは、交付様式第1号等に基づき予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

- 一 水素供給設備の導入計画が適切である。
- 二 水素供給設備の設置後における運用計画が適切である。

三 本県における燃料電池自動車等の普及や水素エネルギーの利用拡大につながるものである。

(事業着手)

第5条 補助事業者による事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

(事業期間)

第6条 補助事業の期間は、単年度を原則とするが、事業の工程上、単年度での事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発注経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度に渡る事業の申請を認める。

(複数年度事業)

第7条 複数年度事業における1案件当たりの補助金の上限額および補助率は、交付申請を行う年度の単年度事業と同様であり、原則2事業年度を限度とし、各年度の補助申請額を100万円以上とする。

- 2 次年度以降に補助金上限額が減額され、または補助率が減少した場合については、当該年度の制度に準拠して補助金交付決定を行う。
- 3 次年度以降も各年度の補助金の交付決定後に事業を実施できることに留意する。
- 4 補助金により導入された設備、機器等は年度毎に実績報告を行い、財産管理台帳(様式第11号)を整備する。
- 5 補助事業者は、県の事情により補助金が減額もしくは廃止された場合でも、初年度に交付決定を受けている場合は、最終年度までの事業を継続し完成させる義務を負う。ただし、既に支払われた補助金を返還し、事業を廃止すればこの限りでない。
- 6 次年度以降に事業を取りやめる場合、水素供給設備が所定の水素供給能力に達していない場合は、既に交付した補助金の返還が必要となる。

(補助金交付の条件)

第8条 交付要綱第8条第1項3号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 事業計画の変更
  - ア 水素供給設備の水素供給能力を変更する場合
  - イ 水素供給設備の設置場所又は運用場所の変更

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に関し、交付要綱第11条に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、要綱様式第3号に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 概算払を必要とする理由書(任意様式)

- 二 概算払を必要とする関連証拠書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(関係書類の提出先)

第10条 導入支援事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、県企画調整部エネルギー課とする。

(設備運用状況の報告時期)

第11条 交付要綱第16条に定める設備運状況の報告は、毎年5月31日までにを行うこととする。

(その他)

第12条 導入支援事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月20日から施行する。

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。